

# 総務文教常任委員会記録

令和元年 9 月 5 日

【開催日】 令和元年9月5日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時18分

【出席委員】

委員長	河野朋子	副委員長	伊場勇
委員	奥良秀	委員	笹木慶之
委員	高松秀樹	委員	長谷川知司
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	請願紹介議員	河崎平男
----	-----	--------	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	芳司修重
総務部次長兼人事課長	辻村征宏	人事課主幹	光井誠司
税務課長	石田恵子	税務課課長補佐	大井康司
税務課市民税係長	山口大造	税務課固定資産税係長	藤澤竜
消防課長	末永和義	消防課主幹	岩村淳
消防課消防庶務係長	若松宗徳	消防課消防団係長	吹金原信夫
企画部次長兼財政課長	篠原正裕	教育長	長谷川裕
教育部長	尾山邦彦	教育次長兼教育総務課長	吉岡忠司
教育総務課課長補佐兼学校施設係長	熊野貴史		

【参考人出席者】

参考人	道遊博士	参考人	平明美
参考人	松井吉行		

【事務局出席者】

事務局次長	石田隆	議事係長	中村潤之介
-------	-----	------	-------

【審査内容】

- 1 請願第3号 小学校・保育園が無くなる津布田地域のまちづくりの策定を要望する請願書
- 2 議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 3 議案第70号 山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 4 議案第71号 山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 5 議案第72号 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第73号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第74号 重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 8 議案第75号 山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第80号 物品の購入について
- 10 議案第81号 新市建設計画の変更について
- 11 承認第4号 埴生小・中学校整備事業（児童棟新築 機械設備工事）請負契約の一部変更に係る専決処分について

---

午前9時 開会

---

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。それでは、請願第3号小学校・保育園が無くなる津布田地域のまちづくりの方針の策定を要望する請願書についてを議題としまして審査を行います。本日は、紹介議員として河崎平男議員に出席していただいております。また、参考人といたしまして道遊博士さん、松井吉行さん、平明美さんの御三方に出席していただいております。それ

では、委員会を代表いたしまして参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席していただきまして本当にありがとうございます。委員会を代表して心から厚く御礼を申し上げます。そして、本日は忌たんのない御意見を頂きますようよろしくお願いいたします。それでは本日の議事について、少しお話しいたします。本議案について、最初に紹介議員から御意見を頂いて、そして、その後参考人の方から説明をしていただきまして、その後に、委員会の中で質疑に入りたいと思います。なお、参考におかれましては、申し訳ありませんが委員長の許可を得て、つまり指名を受けてから発言していただきますようお願いいたします。それから発言の内容は、この問題の範囲の中かどうか、余り逸脱しないようお願いいたします。それから、参考人の皆さんからこの委員に対しての質疑というのはできないようになっておりますので、申し訳ありませんけどよろしくお願いいたします。それでは、まず請願の内容について、紹介議員として、河崎平男議員から御説明をお願いいたします。

河崎平男紹介議員 紹介議員の河崎です。よろしくお願いいたします。津布田地域から、津布田小学校、津布田保育所がなくなることで、地域住民の方が、埴生小学校との統廃合計画案がないまま、また、跡地利用・活用計画がないまま、そういった中で、不安を抱いておられます。このことは、過疎化が進み、限界集落にもなりかねません。市として、何らかの施策が必要不可欠と考えます。ふるさとづくりやまちづくりの観点から、このたびの紹介議員になった次第であります。簡単ですが、以上であります。

河野朋子委員長 はい、ありがとうございました。紹介議員からの説明が終わりましたので、次に参考人から説明をお願いします。まず、道遊博士さんからお願いいたします。

道遊博士参考人 初めまして。私、津布田在住の道遊博士と申します。よろし

くお願いします。以前は下関市、生まれも育ちも下関で、下関のほうに住んでおりました。結婚して家が欲しいということで、そのときに。はっきり津布田、田舎です。田舎だけど、ちゃんと小学校もある、派出所もあるっていう形で、結構、地域の年配の人たちとつながりがあるっていうことで、嫁を説得してこっちのほうに来ました。すいません。これは余談なんですけれども、本日、我々が津布田に対しての請願書について、総務文教常任委員会の皆様には貴重な時間を取っていただきまして、心からお礼申し上げます。まず初めに、請願を読み上げます。すいませんちょっと見ながらで申し訳ございません。現在、全国的に少子化が進み、山陽小野田市においても例外でなく、小・中学校の児童数が増加する地区と減少する地区が混在することが課題となっております。このような状況の中で、市教育委員会は、平成30年3月6日に津布田小学校運営協議会において、平成32年度4月の埴生小・中学校の開校に合わせて、埴生小学校と統廃合する提案がなされました。その後、PTAに対してのアンケート調査を行うと。PTAと協議は進んでいるものの、地域住民の方との協議はなく、たくさんの不安を感じておられる地域住民の方も多数いらっしゃいます。子供ファーストの考えで埴生小・中学校との統廃合には一定の理解を示す一方、津布田地区に小学校がなくなるということは、私たちの先代が率先して築き上げてきた歴史と将来に向けた取組を失うことだと言っても過言ではありません。地域社会の将来を担う子供たちと地域住民が安心して暮らせるよう、地域コミュニティーのよりどころである小学校を核とした地域のまちづくりの方針を示すことは、市民が安心して住み続けるための市民のサービスの根幹であると考えております。つきまして、市内の中でも、人口減少が著しい地域である津布田地域のまちづくりの方針の策定をここに要望いたします。そして、今の現状をもう少し詳しく御説明します。まず一つ目に、教育委員会とPTAですが、現在教育委員会が考えている具体的な統廃合案、例えば、通学バスや制服のことなどの案ですが、その詳細も出されないまま、PTAに重要な判断が委ねられています。とても重要な判断なのに、教育委員会からは早くPTAが丸を出すようにと、せかされている

ような気さえします。二つ目に、小学校が統廃合されそうになっている  
ということを知らない人が、まだたくさんいらっしゃいます。そして、  
小学校跡地の有効活用計画、管理計画が示されないまま統廃合が決定さ  
れることについて、市民の方から、住民の方からの不満の声も出ており  
ます。三つ目に、小学校を取り巻くコミュニティー、例えばふるさとづ  
くり協議会などですが、なくなってしまうのではないかと住民の方はこ  
れも不安がっています。以上で説明を終わります。

河野朋子委員長 はい、ありがとうございました。そのほかの方から何か御意  
見があるようでしたら伺いますが、いかがでしょうか。もしあるよう  
であれば挙手をお願いいたします。

松井吉行参考人 大河内自治会の自治会長の松井と申します。私、長年にわたり  
津布田小学校の行事、整備作業に携わり、現在、教育後援会会長を務  
めています。私の疑問として、なぜ市は地域住民に小学校統廃合の是非  
を問わないのか。またなぜ、現在のPTAだけに賛否を問うのか。津布  
田地区では、地域住民一丸となって、1月にはどんど焼き大会、4月  
には津布田ふるさと祭りを行っています。このような行事も、保育園、小  
学校、役員の協力により実現できております。統合決定されると、この  
ようなイベントは、間違いなく廃止に追い込まれます。地域住民として  
も、とても不安でたまりません。山陽小野田市として、津布田の地域の  
活性化をどのように考えておられるか、また、保育園、小学校跡地の問  
題、管理をどうされるのか。このような問題を地域住民に明確に示して  
ほしいと思っております。以上です。

河野朋子委員長 ありがとうございます。ほかにはありますか。

平明美参考人 生まれも育ちも津布田の平といいます。よろしくお願  
いします。私は今スポ少の指導者をしております。5年目になるんです  
けど、前回、教育委員会さんとお話ししたときに、体育館の活用の件  
とかをお尋ねし

たんですけど、体育館は、一応避難所として残されるそうなんですけど、そのときに、今は校舎があつて守衛の方とかがおられて、管理とかも鍵の管理とかもされているんですけど、練習が平日6時から8時でしたときに、鍵を借りに行く、終わったら鍵を返しに行っているんですけど、そうなったときに避難所であれば、多分誰もおられない状態になると思うんですけど、そういうのも案がないまま、避難所だから大丈夫だよという答えしかまだ頂いていないので、そういうところとか、今松井さんが言われたように、草刈り、整地作業、小さい話なんですけど整地作業とかはPTAとボランティアの方でしているんですけど、その管理とかどうするんですかって聞いたら、市のほうでしますよと。それも多分そのときの返事だと思うんですけど、そういう案とかも全てまとめてというか、全てをPTAのほうにも地域のほうにも話をしてから、これからどうするのかっていうふうに話を進めていただきたいと思います。

河野朋子委員長 よろしいですか、参考人から。

道遊博士参考人 すいません、あと、まだ地域の人にいろいろお話を聞くと、山陽小野田市にとって津布田小学校は本当に必要じゃないのかっていうのも疑問であるというふうな声もありました。それと、年配の方はやっぱり過疎化が進んでどんどん高齢者が孤立化して、空き家が増えるということも心配されています。あと、常在の交番も今ない現状で、新しい現代世代の転入がどんどん減り、見返り見回り意識の低下によって治安が悪化するのではないかという不安の声も聞いております。それと、市のほうがよく言ってらっしゃる、Uターン就職、Iターン就職、Jターン就職とかっていうのは、やっぱり小学校がないところ、もしくはその本当に何もなくていいところにはですね、やっぱり住もうという気は起こらないというふうに思っております。以上です。

河野朋子委員長 ありがとうございます。以上で請願に対する説明が終わったということでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、

これから質疑に入りたいと思います。委員のほうから、質疑があればお願いいたします。

高松秀樹委員 話はよく分かりました。今、この津布田校区の人口はどのぐらいあるのか。そして、今回請願を出された道遊さんほか津布田住民35名ってありますが、このほか35名というのは何かこう団体とか組織を作っておられるのか、それともそうじゃないのか。この2点をお聞かせください。

道遊博士参考人 人口についてはちょっと申し訳ございませんが把握できておりません。ただ、35人というのは、今私が近所に、いろんなところに聞き込みとか行って、賛同していただいた方の人数です。今もまた、恐らくどんどん増えてくるとは思っておりますが、時間的なもので35人という形で区切らせていただきました。

高松秀樹委員 恐らく校区の人口1,000人ぐらいじゃないかなと思っていたんですけど、請願に関することは、最終的にはまちづくりの方針の策定をしてくれというところで、必要なだろうなと思いがありますが、ちょっと疑問に思ったのが、教育委員会が平成30年3月6日に津布田小学校学校運営協議会、これいわゆる学校運営協議会だと思うんですが、学校運営協議会というのは、恐らく地域の方も入られた協議会だと思っています。その中で説明をされたらと。この学校運営協議会は、これ、ある程度意見を言う力を持っているはずなんですけど、その辺は、現在のところどうなっているのか、分かれば教えてほしいなと思います。その辺りについては、協議会のメンバーで。

松井吉行参考人 今のところそういった話が全く出ていませんね。私の知る限りでは、近所の方とかに聞いたり各自治会の方に聞いたりしても、自治会長自体はこういった話も知らないという人がおられるんですよね。それで、私が一番市に対して言いたいのは、もう一度、広報でもいいです



から分かりやすく、今、こういうふうには、統合問題が出ていると。統合後は、こういった方針で市としてはやっていきますと、津布田地域の活性化のためにこういった方針でやりますとか、そういった文書を一度皆さんに、納得行くように、そういった文書を回覧でもいいから回してほしいんです。でないと、もうみんながこの問題を知っていればいいんですけど、知らないうちにもう小学校なくなったとか、保育園がなくなったとかじゃあね、家族の中にも地域の方々でも息子さんとか娘さんがちょっと津布田にUターンして帰ろうとか、そういった話も出ているんですよ。だから、皆さんがこれを認識してないですよ、はっきり。私、この間の14地区全部自治会長に会ってお話したんですけど、ちょっと知らない人も結構おられたんで、これはどうなっているんだろうかっていうふうにはちょっと不思議に思っている。そういったところもちょっと考慮して考えてほしいです。

宮本政志委員 津布田地域のまちづくりの方針の策定っていうのは私も大変必要だと思っております、今ちょっと高松委員の質問にもちょっと関連しますが、今自治会長たちはあんまりその情報を得てないっていうことは、例えば埴生小校区のふるさと協議会とか自治協関係とも、情報交換っていうか、そういったものっていうのは全く今されていない状況ですか。

道遊博士参考人 私の知る限りではされてないです。埴生の小学校のほうも津布田と一緒にいいのかどうかっていうのも、噂では聞いているかもしれないかなというぐらいの認識です。

宮本政志委員 今、何でそれ聞いたかっていいますと、都市計画マスタープランで、埴生小校区の辺りは生活拠点地域っていうのに指定されているので、当然津布田地域っていうのも連動してきますから、こういった今小学校の問題が出ると、埴生のほうとの情報交換をしていらっしゃるかなと思ってちょっとお聞きしたんです。もう1点、埴生小学校の10年ぐ

らい前から、小・中学校の件で、当時もちょっと出たんですけど、先ほどP T Aしか意見を聞いていないとおっしゃいましたよね。私、当時もすごい重要で、当然、現役で子供が小学校に通っておられる保護者の方も御意見重要なんですけど、赤ちゃんとか保育園に通っている親御さんも当然小学校に上がることがありますから、そういった小学校の保護者以外の、つまりP T A以外の方っていうのは全く、ですから意見聞かれたりあるいは情報が出てないんですか。

河野朋子委員長 その辺りは分かりますか。

道遊博士参考人 はい、その辺も出ておりません。

笹木慶之委員 二、三お尋ねしますが、先ほど、この請願者の連名で35名ですか、この中には、津布田田地区の自治会長は皆入っておられるんですか。まず、それが1点。それから2点目は、実際のところ、私ども委員会としても今津布田小学校うんぬんという話は全く聞いていないんです、それは。ただ、今おっしゃったように、そういう話がありよることだろうと思うんですけども、そのことに対して、今おっしゃったようなことは教育委員会には当然伝えてあるんですか、その旨は。協議されておられるんですか。それが2点目。それからもう1点は、今宮本委員から話がありましたが、私も実は、厚狭地区自治会協議会の副会長をしていますけど、当然厚狭地区ではこういった問題があれば地区全体の問題として、やはり、そ上に上げるというかね、というふうになっていますけど、それがなされてないというのは、どういう理由からかなというふうに思うんですけどね。その三つほど、お答えください。

河野朋子委員長 まず1点目の、自治会長の方がこの35名の中に入ってるのかどうかっていうことについて。1点目をお答えいただけますか。

道遊博士参考人 1件目の、うちの東郷地区は入っております。今、回覧とい

う形で回しております。

河野朋子委員長 2点目の教育委員会との協議、この件についてはされているのかということについてはいかがでしょうか。

道遊博士参考人 教育委員会のほうは、PTAのほうで判断を、保護者のほうと話をし、それで返事をくださいという形で言われております。存続か統合かというところで。

河野朋子委員長 3点目の校区の自治会協議会中での認知はできていますか。

道遊博士参考人 上がってないです。

笹木慶之委員 それをどうこう言うつもりはありませんけど、今、手続上の問題ですが一応確認をした中でやっぱり状況判断したいと思ってお聞きしました。

長谷川知司委員 お世話になります。今この請願の文書を読むと、津布田小学校がもう埴生小学校と統合するというのはやむを得ないという理解だと思ふんです、この文書を読んだ以上は。ただ問題は、その後どうするか、そのためのまちづくりということが本当に大事だと思います。今後20年において子供たちはどんどん減っていきますので。津布田だけではないです。厚陽、有帆、高泊、そういうところも、将来的には、統廃合ということが出てくるというのは予測されます。そこで津布田としてまちづくりをしてくださいということで今提案なんですけど、逆にどういうものが欲しいというのを自分たちで考えて、早く考えて、それを市のほうへ提案するというのも一つの、何ていうかな、津布田の皆さんの気持ちと思ふんですね。だから、私から見れば津布田にどういうのが欲しいのかっていうのをちょっとお聞きできればと思ふんですが。

河野朋子委員長 何か具体的にそういったものがもしあるようであれば、ここで御意見をお聞かせいただきたいということですね。ありますか。

道遊博士参考人 これは、すいません個人的な意見ですかね、それとも、みんなと話し合った結果のっていう形ですか。

長谷川知司委員 まだそこまで進められていないと思いますので、個人の意見で結構です。参考に聞かせていただければと思います。

道遊博士参考人 個人の意見とすると、やっぱり住宅、新しい住宅、それとあとスーパーが埴生地区には1軒もありません、埴生・津布田地区には。ですので、スーパー。それと病院。それと、あと、道路が走ってるんですけど、一直線です、津布田は。横断歩道はあるんですけど信号機がないところってというのがやっぱり何個かあります。そういったのもやっぱり危ないし、夜の街灯もほとんどないです。それとあと、やっぱり、交番っていうのも、駐在所もやっぱりもう1回置いてほしいっていうのはあります。今のところ私のほうで今ぱっと浮かんだのは、そういった形です。ちょっとほかにも聞いてみてもいいですか。

河野朋子委員長 ほかにありますか。

松井吉行参考人 私はやっぱり1年に何回か、仮に統合しても小学生や中学生、それと地域のみんなで、今の小学校の跡地で、グラウンドで、何かできるようなイベントを考えていきたいと思います。地域全員が集まって何かできるような、そういった催しを考えたいと思っております。

道遊博士参考人 作ってほしくないものっていうのもあるんですけど、太陽光パネルなんです。これが、やっぱり、今津布田小学校の前にも広大な太陽光パネルがあるんです。それがあると、やはり新しく入ってくる人っていうのは、やっぱりもう本当に過疎化イコール太陽光パネルっていう

ような形で思うんです。ですので、ちょっと太陽光パネルは、もうその山の中とかであれば分かりますけど、建てないといけない事情も分かりますけど、過疎を促進するようなものは作ってほしくないなというのがあります。すいません、作ってほしくないもので申し訳ございません。

長谷川知司委員 本当に皆さん熱い思いを持ってらっしゃるのは分かります。行政にこういう形で提案されるということ、また議会にも提案されることは大事です。と同時に自分たちでできることはどうなんだっていうことを考えて、こういうものを欲しいっていうのをみんなで考えてまとめていって、それをぶつけるということも今後是非行っていただければと思います。請願については、私は本当、これは真摯に受け取っていきたいと思いますので。そういうことで。

河野朋子委員長 今のは意見ということで。はい。ほかに質疑はどうですか。いいですか。質疑なしでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、以上で質疑を終了させていただきます。参考人の皆様に一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中に、委員会に来ていただき貴重な御意見を頂きまして、心からお礼を申し上げます。今皆様から頂きました御意見、これは委員会での今後の審査に十分生かしていきたいと思います。本日は本当にありがとうございました。それでは以上です。お疲れ様でした。

(紹介議員及び参考人退室)

河野朋子委員長 はい、それでは委員会を再開いたします。今参考人、紹介議員の方に、請願について御意見を頂きました。ここで少し、副委員長のほうから、先ほどの参考に説明について少し訂正があるようなので、お願いいたします。

伊場勇副委員長 先ほど、宮本委員の御質問の中に、津布田地域の幼児の方、保育園、幼稚園に通われている方の御意見はということで、一応、小学

校の今後についてアンケートを一応出していることは出しています。ただ未回答の方も結構、未提出の方も多かった。一応47出して38が戻ってきているっていう状況の中で、誰がどうかちょっと分かりませんが、やっぱりそれも総意ではないと思いますけど、なので。一応そういうふうには聞いていると。ただ、保育園に出向いて、教育委員会とお話するとか、今後の方針についてとかいう説明はなく、はい、どちらですかっていうその2択のお話でございます。以上です。

河野朋子委員長 少し訂正っていうかね、ありましたので、うん。（発言する者あり）はい、そうですね。市の決定に従うのか、そうではないのか。

奥良秀委員 今副委員長の発言中で、保育園の方々にアンケートをとられているということなんですが、そのアンケート内容っていうのは、廃止か存続か、小学校の廃止か存続かっていうことのアンケートでしょうか。

伊場勇副委員長 2択の一つは、市の決定に従うのか、津布田小学校に通わせたいのか、の2択でございます。

奥良秀委員 津布田保育園っていうのは、ちょっと私も、ぱっと今思い出せないんですが公立ですか、それとも私立ですか。

伊場勇副委員長 公立です。

奥良秀委員 例えば、津布田保育園に通われている園児の方っていうか保護者の方っていうのは、津布田地区、埴生地区以外の方も多分いらっしゃると思うんで、その比率とかはお分かりですか。

伊場勇副委員長 比率は正直、ちょっと今、分からないんですね。ただ、半々ぐらいな感じでは聞いております。

河野朋子委員長 ただ、今訂正されたのは全く何か幼児とか、聞いてないって言われたのだけど部分的に少しそういうところにも聞いてますぐらいの程度で、ちょっと先ほどの意見のことを少し修正したっていうことではないですかね。それでは、今参考人から意見も聞きましたので、今後、請願について、どのように進めていくかということについて、この委員会で少し協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

長谷川知司委員 この請願を基に、事実関係を教育委員会から、それから経緯を聞くのがまず大事だと思います。

河野朋子委員長 多分皆さんもそのように思われたと思いますし、先ほどの説明の中でも、完全になくなるということを前提にこの請願を出されているような感じでしたので、その辺りを委員会としてはまだ確定的なものは全然聞いておりませんので、そこも含めて、執行部に改めて確認したり質疑をして、審査を深めていくということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、日程を少し、別の日に入れるようになりますかね。ちょっと今日は無理ですよ。後日、日程調整して、この件については引き続き審査を改めてしていくことに決定させていただきます。そうなりますと、今回の執行部は、教育委員会だけでいいのか、ここはまちづくりということではありますが、どうですか。

笹木慶之委員 教育委員会だけではいけないと思います。市の方針を決定する機能を確認したいわけですからね。そういう方に出席を求めたいと思います。

河野朋子委員長 そうなりますと、どうなりますか。

長谷川知司委員 先にまず教育委員会のほうから事実関係を聞くのが要るかなと思うんです。それから、市長部局も呼ばないといけないと思います。

河野朋子委員長 よろしいですか。段階的に、いずれはまちづくりということになって市の方針になります。最初の小学校の統廃合についての事実確認は教育委員会からということで、そのように、ちょっと日程、あるいは、調整をこちらのほうでさせていただくということでいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、その件についてはそのように計らいます。以上で請願についての審査はここで取りあえず中断し、また後日いたしますので、この件については終わります。皆さんがよろしければこのまま少しお待ちいただいて、消防をお願いいたします。

（執行部入室）

河野朋子委員長 それでは、審査番号2、議案第75号について審査いたします。執行部の説明をお願いいたします。

末永消防課長 おはようございます。消防課の末永です。よろしく願いいたします。それでは、議案第75号の山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。改正内容を御説明させていただきます。これは、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）が施行され、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、平成28年5月に成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと等が定められました。また、成年後継人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後継人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正されたことを踏まえた欠格条項の削除になります。内容といたしましては、本条例第4条第1号「成年被後見人又は被補佐人」を削り、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、各号をそれぞれ1号繰上げるものです。以上でございます。御審査のほど、よろしく願い



いたします。

河野朋子委員長 はい、説明が終わりましたので、質疑を受けます。

笹木慶之委員 趣旨は分かりましたが、新旧対照表をちょっと見てください。

ちょっとよう読み取れんですけどね、改正前は分かるんですよ。改正後が、第4条第1号が「(略)」になっているのは、これは「(略)」じゃないんじゃないですか。どうなんですか。少し言いますと、成年被後見人又は被保佐人というのを、今まではいわゆる代理となることはできないとしてあったのが、できるんでしょ。ということは、この1号は繰り上げるんじゃないですか。これ、よう分からん、この記載除内容が。

河野朋子委員長 説明をお願いいたします。（「ちょっと読み取れんね」と呼ぶ者あり）

末永消防課長 ただいまの御質問でございますが、確かに第1号を削除して次の号を随時繰り上げるということになりますので、御指摘のとおり第2号が第1号になるように繰り上がるというふうに考えます。

古川副市長 これは基本的に改正前の第1号の成年被後見人又は被保佐人ということがなくなって、旧改正前の第2号が第1号になるということでのような形になっておるということでございます。

河野朋子委員長 よろしいですか。

笹木慶之委員 これは、そういうルールですかね。読み取りにくいね、これ。いや、それならそれとして分かりました。

河野朋子委員長 はい、よろしいですね。

長谷川知司委員 附則として、令和元年12月14日から施行とありますが、この日付がこうなった理由は何ですか。

末永消防課長 今回の消防庁通知の中で、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律というのが、令和元年6月14日に公布されておりまして、この交付の日から6か月を経過した日であるということで、必然的に12月14日としてくださいという記載がございましたので、それに従っております。

宮本政志委員 改正前のほうの第4条の3、「免職」から改正後のほうは(2)に「懲戒」が付いていますよね。多分、範囲が狭まったと思うんですけど、これはさっきの成年被後見人とかとの関係があつてこうなったんですか。

末永消防課長 こちらにつきましては、こちらの法整備に伴いまして地方公務員法の改正が行われました。地方公務員法のほうで、懲戒免職という文言に改められましたので、条例のほうもそれに合わせたものになります。

奥良秀委員 私もちっとよく分からないんですが、第6条の規定によりという文言があるんですが、この第6条とはどういった内容なんでしょうか。

末永消防課長 条例の第6条でございますが、第6条には「任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。」という表記があり、第1号に「消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。」、第2号に「職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。」、第3号に「団員としてふさわしくない非行があつたとき。」という文言になっております。

奥良秀委員 じゃ、基本的には罰則規定のようなものが第6条ということですよ、ろしいですかね。

芳司総務部長 いわゆる免職と申しますのが、懲戒免職だけではなくて分限であるとか諭旨免職といったものもあります。この第6条とか全体を読み込みますと、ここでいう第6条の規定により免職の処分受けの「免職」というのは、全体を読み取れば当然その懲戒免職ということが読み取れるんですけど、明らかにいわゆる懲罰的な意味を含むものに限っておりますので、より明確にするという意味で、新たにこの従来「免職」という表現をしていたところを「懲戒免職」という表現にやり直すということであろうというふうには考えております。

河野朋子委員長 質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で、質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。討論なしということで、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 はい、全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第80号について審査いたします。説明をよろしく願います。

末永消防課長 それでは、議案第80号物品購入について、説明させていただきます。議案第80号は、山陽小野田市消防団の消防ポンプ自動車の老朽化に伴い更新するものです。山陽小野田市消防団は、災害における被害の軽減を図るべく、消防ポンプ自動車に消防団員が乗車して火災現場や水害現場に赴いているところです。今回更新しようとする車両は、平成12年度に第2方面隊の高泊分団に配備された消防ポンプ自動車です。これにつきましては、去る7月23日に指名競争入札をいたしましたところ、1,925万円をもって藤村ポンプ株式会社に落札いたしましたので、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例第3条の規定に基づき、同社と購入契約をいたすものであります。消防ポンプ自動車の車両概要につきましては、乗車定員6名以上、車両総重量5t未満であること、エンジン等についてはディーゼルエンジンを使用し、オートマチックトランスミッションとすること、としており、また、ポンプについては、「日消検定A2級」としております。なお、本事業は、石油貯蔵施設立地対策等補助金事業として実施するもので、事業完了を令和2年2月28日までといたしております。以上でございます。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。質疑はありますか。

長谷川知司委員 現在ある消防団のポンプ車はどのようにされるんですか。

末永消防課長 購入から既に18年以上経過しているということで、廃車ということになります。

長谷川知司委員 当然、補助を受けたら耐用年数は過ぎているわけですね。それで廃車ということは、ただで処分するのか引き取ってもらうのか。あるいはそういうものは、結構買い取って外国に持って行って高く売れるということも聞いております。そういう意味では、例えば車として処分するのが駄目であれば、タイヤを外して動かない状態で処分するという方法もあると聞いています。そういうようなことで、少しでもそういうものは、自分たちでお金になるようにできるかどうか。そういう検討をされたのか。

岩村消防課主幹 一応、石備で購入した車両については、財政課のほうが担当して処分しておりますので、財政課からうちにこういうふうな形で処理しますという連絡が入って、現在も車両が2台ほど置いてありまして、1台はもう廃車業者が持って帰っております。そういう形で処分してお

りますので、うちのほうは売るとかそういう手続をしておりませんので、この場ではちょっと回答できません。申し訳ございません。

長谷川知司委員 財政課を呼んできてもらえますか。

河野朋子委員長 財政課を呼んで、それがどうなったかを聞くということですか。(発言する者あり) ちょっと休憩しますか。(「はい」と呼ぶ者あり) では、5分ぐらいでいいですか。5分休憩すれば呼んでいただけますか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、5分休憩いたします。

---

午前9時50分 休憩

---

---

午前9時57分 再開

---

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほど、使用済みの消防ポンプ車ですか、これについての取扱いがどうなっているのかわかるのをちょっと確認したいということがありましたので、担当課に来ていただきました。お答えを頂けますでしょうか。

篠原企画部次長兼財政課長 財政課の篠原です。どうぞよろしくお願いたします。このたびの消防車両の購入によりまして、従来、現在使っております古いほうの消防車両、これが18年を経過したという車両でございますので、旧小野田市の時代に消防で使っていた車両ということになります。宇部・山陽小野田消防組合が設立される際に、財産の取扱いに関する協定書というのを結んでおりまして、消防車両につきましては、それぞれの構成市からの無償貸与という形になっております。ですから、現行の消防車両を廃車した場合には、一旦市のほうに戻ってくるということになります。その後の古い車両の取扱いでございますが、石油貯蔵施設等立地対策補助金を活用いたして購入した車両ですので、これは補

助金の規定によりまして、他への流用ができないという決まりになっております。ですから、廃車をするに当たりまして、登録の抹消だけでのみならず完全抹消、しっかりスクラップして車両としての機能がない状態まで完全抹消するというのが条件になっておりますので、後の活用というのはちょっとできかねる状況にあります。以上です。

長谷川知司委員 完全抹消というのは何か無駄なような気がするんですが、それはもう、それ以外に全て例外はないという理解でいいですか。

篠原企画部次長兼財政課長 国の補助金の規定ではそのようになっております。

河野朋子委員長 いいですか、確認で。（「はい」と呼ぶ者あり）では、使用済みの件についてはそうですが、今回購入についての議案となっておりますので、質疑があれば受けます。

笹木慶之委員 今、よく分かりました。それはそれとして、今回の入札業者の数と、もう1点は、今後こういう車両がまだあるのかないのか。おおむね18年ぐらいがめどというふうに思うんですが、ほかにはそういう車両があるのかないのか、お尋ねします。

末永消防課長 今回の入札業者ですが、指名業者が6社でございます。そのうち1社が辞退したため、5社で入札を行っております。次に、今後の計画でございますが、消防車両につきましては、先ほどからお話が出ているように更新年限をおおむね18年ということで計画しております。これに今後該当するのが令和の6年度になりますが、津布田分団と有帆分団の2台が今後該当してこようかというふうに計画しております。

笹木慶之委員 はい、分かりました。

河野朋子委員長 以前これ、計画を出していただきましたよね。それで、計画

的にやっているということは承知しております。ほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)では、質疑を打ち切りまして、討論はよろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)討論もないということで、本議案について採決いたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様です。以上で3番まで終わりました、5分間休憩いたします。お疲れ様でした。

---

午前10時1分 休憩

---

---

午前10時7分 再開

---

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開いたします。審査番号4からですが、4番から7番、議案第69号から72号までは関連議案となっておりますので、一括して説明を受けたいと思いますが、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは、よろしくお願いいたします。

辻村総務部次長兼人事課長 皆さん、おはようございます。人事課の辻村です。それでは今回提案させていただいております議案第69号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第70号山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例、議案第71号山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び議案第72号山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、新たに期限付任用である「会計年度任用職員制度」が新設されたことに伴う所要の改正であることから、一括

して説明させていただきます。今回の改正は、地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、地方自治体においては臨時・非常勤職員が増加していますが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、今回の国の改正が行われ、これに伴い、本市の臨時職員及び非常勤特別職は、令和2年度から会計年度任用職員に統合することとなります。それでは、会計年度任用職員の概要について、お手元に議案説明資料があるかと思いますがけれども、これに基づいて御説明します。今回の改正によって、今までの臨時職員は6か月ごとの更新をしておりましたけれども、会計年度内の任用ということになりますので、最大1年、会計年度が終わる時点で任期も切れるということになります。そういう任用制度に変わるということです。昨日の本会議の中でも説明しましたように、再度の任用をすることは可能であるということは示されています。会計年度任用職員制度の改正によって、今までは、正規職員も一緒ですけれども、条件付任用期間と言って、民間でいう試用期間が1か月設けられました。これによって、この最初の1か月間の勤務状況により、雇用を続けるとか続けないとか、その辺の判断をすべきだとなされておりまして、それ以外に、服務及び懲戒といたしまして、地方公務員法の服務規定を明確に適用するとされたことで、守秘義務とか営利企業への従事制限とかいろいろな服務の規定がありましたが、これらが明確に適用されるということ、及び懲戒処分、違反等あれば、今まででしたらその時点で雇用をやめるということになりますけれども、今回からは懲戒処分をするということになりますので、これが適用されることになりました。それ以外にも、人事評価の対象にもなされておりまして、次に、裏面を御覧ください。今回の改正によって大きくなるのは、勤務条件、給与等ですけれども、こちらが改正されます。お手元にあります資料の上段が現在の制度で、真ん中にあります新制度というのが令和2年4月以降の制度となります。会計年度任用職員には、正規職員と同じ週38時間45分勤務のフルタイム会計年度任用職員と、週37時間30分以下のパートタイム会計年度任用職員があり、現在の常勤臨時職員はフルタイム会計年度任用職員となり、



その他の非常勤臨時職員及び非常勤特別職はパートタイム会計年度任用職員となります。まず、フルタイム会計年度任用職員について変更となる点は、日額賃金であったものが月額給料となります。通勤手当と時間外勤務手当はこれまでと同じですが、特殊勤務手当の支給が可能となります。また、期末手当は、これまで年間、賃金日額の20日分でしたが、正規職員と同じ期末手当となり、現在は年間、給料月額2.6月分となります。また、実質1年以上継続して雇用された方については退職手当が支給されますが、退職手当の支給対象となった場合には、雇用保険の適用からは外れることとなります。これは職員と一緒に、雇用保険の対象ではなくなります。次に、パートタイム会計年度任用職員については、賃金ではなく、月額、日額又は時給により、勤務実績に基づき報酬が支給されます。今までは賃金でしたが、報酬で支払われることとなります。時間外勤務手当や特殊勤務手当についても、報酬に含めて支給となります。これまでパートタイムの方には支給していなかった通勤手当については、費用弁償により支給されます。期末手当についても勤務状況に応じて支給されます。休暇等については、国の非常勤職員に準じて労働基準法に基づき付与します。これまでも有給休暇は支給しておりますけれども、有給休暇、特別休暇、女性では産前産後とか保育時間、これは労働基準法等に定められておりますけれども、これらの休暇が付与されることとなりますし、育児休業についても、引き続き在職した期間が1年以上である方についても適用があります。今回の改正についての説明は以上でございます。

河野朋子委員長　まとめて説明を受けましたので、条例は1本ずつあるんですが、まとめて質疑も行いたいと思います。

笹木慶之委員　2、3お尋ねします。まず1点目は、フルタイム職員とパートタイムの関係なんですけど、勤務時間数にあんまり差がないんですね。ごくわずかしかないということで、これの使い分けというのはどのように考えておられるんですか。

辻村総務部次長兼人事課長　これはあくまでもフルタイムとパートタイムを分けるということですので、今回の改正でフルタイムはあくまでも正規職員と同じ時間だということ。それ以外の者は全てパートタイムということで、こちらとしては1日当たり7時間45分が正規職員ですけども、それから15分削った勤務時間7時間30分以下の勤務条件であれば、全てパートタイムというふうに考えております。今までもパートタイムの方がいらっしゃいます。その辺の勤務条件は、それぞれの必要とする職務において、必要な勤務時間という形になりますので、フルタイムでない、今でもパートタイムのいるところは同じような条件での雇用が見込まれるとは思っております。

笹木慶之委員　現状でそんなに接近した勤務っていうのはないんじゃないですかね。

辻村総務部次長兼人事課長　はい、現実的にはございません。

笹木慶之委員　それともう1点は、私もこの制度への移行というのは、状況からして結局うまく整理をしていったなというふうに感じていますが、その中で、移行についての予算額はどのような変更になるのでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長　予算の総額というところで、影響額は、このまま現在の来年度移行したという仮定でいけば、1億3,000万円ぐらいは増えるというふうには見込んでおります。

笹木慶之委員　もう1点は、これは身分の関係ですけど、パートタイマーは報酬と費用弁償となっていますよね。というところは非常勤の特別職ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。

宮本政志委員　笹木委員の質問にちょっと関連するんですけど、確かに先ほど

の負担額っていうのが、大体国の試算で、人口10万人で二、三億円と出していました。多分、妥当な数字だと思うんですけど、負担が増えていったら今後AI、人工知能ですよ、そういったものの活用とかを考えられたり、あるいは民間に委ねられるところはどんどん民間に委ねたりしていこうという方向に、やっぱり行くんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 はい。今回の会計年度任用職員に移行するかしないかは抜きにして、業務のアウトソーシングやAI化とか、今、RPAとって自動で事務処理をすとかいうようなところは全国的に動いていますので、そういったところはやっぱり取り入れていかなければ、先ほどこの説明でもありましたように、税収等財政状況が苦しくなる中でいろいろやっぱり手を尽くさなくてはいけないとは考えております。

高松秀樹委員 表のほうに、任期1年以内だと。再度任用することは可能だと書いてあるんですが、再度何回も任用ができるんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 一応、何回もできるということではありますが、国等では、最大3回までは勤務成績が良ければ、今の山陽小野田市の臨時職員はそういう形をしていますけども、3回までは更新することができると思っていますので、山陽小野田市としてもその辺の形は取り入れたいと思っています。

高松秀樹委員 次に、要はフルタイムの臨時職員がフルタイムの会計年度任用職員ということになると書いてあるんですが、そのときの人数が132名ですけど、この132名っていうのは職員数に今後計上されていくのでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 一応、会計年度任用職員という形で職区分が分かれておりますので、正規職員と同じ区分というわけではないですけども、全体、大きな職員という中でいえば、当然、職員の数ということには

なってくると思いますけども、区分は分かれております。

高松秀樹委員 ということは、いわゆる定数とはちょっと違う考え方で、運用されるということですか。

辻村総務部次長兼人事課長 定数条例がありますけども、これの中では定数条例の対象外にはなろうかと思っています。

高松秀樹委員 次に、非常勤臨時職員っていうのは、今現在72名いらっしゃるんですが、これはどういった人たちになるんですかね。

辻村総務部次長兼人事課長 いろんなところにいらっしゃいますけれども、例えば保育園のパートの調理員とか保育士とかを雇っております。週に3日とかですね、週に2日とか。1日の勤務の短い人もいれば週に3日とか2日とかいろいろなパターンがありますので、そういった方。教育委員会、学校では食育支援員も1日の勤務が短いですから、この方も非常勤の臨時職員になります。

高松秀樹委員 再任用だとか任期付職員って今いらっしゃいますよね。これは、今後はどこに入ってくるのでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 再任用職員と任期付職員は、この職とは別で、今後は、正規職員がいらっしゃって、再任用は職員のOBっていうか再雇用ですけども、再任用、任期付それと会計年度任用職員とこの4種類になろうと思います。

高松秀樹委員 ということは、いわゆる臨時職員がこの二つに集約されたということですね。残りはそのまま残るということですよ。

辻村総務部次長兼人事課長 そのとおりでございます。

笹木慶之委員 少し枠を外れるかもしれませんが、パートタイム職員の関係なんですけど、この勤務形態を考えたときに、市民の需要に、よりの確に对应していくということを前提に考えれば、いわゆる守備範囲を広げるということも大事なことですよね。と申しますのは、通常、勤務は8時半から5時15分までとなっていますが、例えば8時半を7時半にする、あるいは5時15分を6時半にするとかいうケースが、住民要望もあるわけですよね。このパートタイマーの有効活用によって、時差出勤ということは可能だと思うんですよ。その辺について、今後、現状も多少されておられるかと思いますが、どのような考え方を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

辻村総務部次長兼人事課長 現状では、図書館は7時までやっている、いわゆる時差出勤、保育園も受入れの関係で朝7時からの時差出勤をしていますので、そういう中で、そういったパートの方も活用するということは当然考えられると思います。その他の業務についても、そういうことはどうかというのは、これから検討していかなくちゃいけないことかなとは思っております。

笹木慶之委員 要望を踏まえて申し上げておきますが、この件は一般質問をしますんで、言ってしまったら本会議で言えませんが言いにくいんですが、まさか今回この議案が出ると思っていませんでしたから、大変早い対応で私もちょっと困っていますが、しかしそれはそれとして、やはり市民の負託に对应するという意味合いから、やっぱりいろいろ要望が変わってくるわけです。だから、その意見をしっかりと酌み取っていただいて、現状プラスアルファのところを、山陽小野田市の労務管理のやっぱりいいところ出して、組織の機能の活性化を図ってもらいたいということを要望しておきます。

宮本政志委員 高松委員の質問の中で、更新3回までっておっしゃったってこ

とは、5年超えることはないってことですか。

辻村総務部次長兼人事課長 あくまでも、年度ごとに勤務状況を見る、また例えば3回とした場合には、3回以降は、またいわゆるオープンに募集をさせてもらって面接等、いろんなちょっと採用の関係をした上で雇用ということですので、その時点でまた応募されるということはあると思います。

宮本政志委員 何で聞いたかっていいますと、民間なら5年超えると無期雇用が出てきます。そういった道っていうのは考えていらっしゃるかどうか、あるいはないかどうかということでごちょっとお聞きしたんです。

辻村総務部次長兼人事課長 民間と公務員ではちょっと制度が違う関係で、5年を超えてその辺の常雇用するという制度はないんです。そこは適用を外されていますので、5年以上在職されても正規職員化することはないです。一応、正規職員となるためには、正規の採用試験等をやったりする必要があります。そのためには別の制度で応募することになります。

河野朋子委員長 ほかにありますか。質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）打ち切ります。討論は、一つ一つについて、確認しなくちゃいけません。まず、議案第69号について、討論はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、議案第69号について採決をいたします。議案第69号について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第70号について、討論はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、採決をいたします。議案第70号について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で、可決すべきものと決しました。議案第71号について、討論はなしということによろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)では、議案第71号について、採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。議案第72号について、討論はよろしいですか。(「あります」と呼ぶ者あり)では、お願いいたします。

笹木慶之委員 賛成討論です。今までのことを含めて申し上げたいと思いますが、この臨時職員等の取扱いについては、いわゆる公務員泣かせの部分が今まであったと思うんです。これは雇用者側も被雇用者側についても、なかなかしっくりこない面がありましたが、法律改正があって一定のところに収まってきたということで、これは両者にとって非常にいいことだなというふうに思います。ついては、この退職手当条例によって退職手当の支給も可能になるということについては、雇用の柔軟性ができて、これからの地方自治に人的な要素の十分な対応ができる制度だなというふうに思っています。そういったことで、賛成討論といたします。

河野朋子委員長 ほかに討論はよろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)。では、採決をいたします。議案第72号について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。以上で、人事関係の審査を終わりました。続きまして、税務のほうに入りますので、入替えをお願いいたします。

(職員入替え)

河野朋子委員長 それでは続きまして、議案第73号について審査をいたします。執行部の説明をよろしくをお願いいたします。

石田税務課長 おはようございます。税務課の石田です。よろしくお願いいたします。それでは税務課から、議案第73号の山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について、概要を御説明いたします。今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。なお、このうちの一部については、施行日の関係から5月市議会臨時会において承認を頂いており、今回は10月1日以降、順次施行される内容についての改正であります。お手元に参考資料として「山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についての概要」をお配りしておりますので、これに沿って御説明いたします。今回の条例改正の主な内容としては、大きく二つに分けられます。まず一つ目は軽自動車税関係ですが、車体課税の見直しを行います。平成28年度の税制改正により、今年10月からの消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止し、自動車の取得に係る税として、自動車税及び軽自動車税に「環境性能割」が導入されます。その環境性能割について、消費税率引上げに伴う自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を取得した場合、自動車税・軽自動車税それぞれの環境性能割の税率を1%分軽減する措置が設けられます。これによる地方税の減収は、全額国費で補填されます。また、自動車税の種別割及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例については、環境性能割が自動車税及び軽自動車税に導入されることを契機に、その適用対象を電



気自動車等に限定します。ただし、消費税率引上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で、令和3年4月1日以後に初回新規登録又は最初の新規検査を受けた自家用乗用車から適用となります。次に二つ目として、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下である場合、令和3年度分以降の個人住民税を非課税とする措置が講じられます。現在、個人住民税においては、一定の事由に該当する者について担税力がない又は著しく小さいといった特別な事情にあることを踏まえ、これらの者に負担を求めることは適当でないとの趣旨で、前年の合計所得金額が125万円——これは令和3年度以降に135万円に改正されます——以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫については非課税としていますが、今回の税制改正において、子どもの貧困への対応という観点から、ほかの一般的な納税義務者に比較して所得を稼得する能力も担税力も弱い状況にあるひとり親が、非課税措置の対象に追加されたものです。このほか、改元に伴う元号の整備、条項ずれ等、所要の改正を行うものです。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 はい、説明が終わりましたので、質疑を受けます。

笹木慶之委員 今、税制改正のことを言われましたが、それぞれ、税の影響額は、もちろん想定になりますけどつかんでおられますか。

石田税務課長 まず、車体課税の見直しのほうについてであります。これは、今まで自動車を取得したときに、自動車取得税というのが掛かっておりました。これは全て県税になり、県の税金になっておりました。これが、環境性能割が導入されることによりまして、軽自動車分の環境性能割が市のほうに入ってまいります。これは、平成31年度の予算に既に計上しておりますが、歳入といたしまして、211万2,000円が環境性能割軽自動車税分として入ってくると試算をしております。続きまして、

ひとり親の非課税についてですが、平成31年度の課税分として、寡婦及び寡夫控除の非課税の方が約950名いらっしゃいます。今後、児童扶養手当を受けられている方で、なおかつひとり親の方が今現在約50名いらっしゃいますので、この50名分が950人にプラスをされて、今後非課税になってくると把握をしております。

河野朋子委員長 ほかに、よろしいですか、質疑は。

笹木慶之委員 これはよく言われることなんですが、消費税の導入と今回の軽減措置、車に関しては。いわゆる、被使用者にとってはどうなんですか。消費税が上がったことに対する負担と、それからこの税制改正によって負担軽減するという部分なんですが。いろいろ言っている方が違うんですよね。どのように考えておられますか。

石田税務課長 これは少し私見も入りますが、よく新聞やネット等で見ますと、新車の販売台数の半分がこの税制改正によって非課税となるというふうな見込みがあります。今回のこの制度の導入については、自動車業界からもいろいろ反発等もあったようで、国としては、燃費が良くて環境にも優しい車をこれから増やしていきたいということでの、このたびの改正になっているわけですが、消費税が10%に上がることでの買い控えを抑える意味で今回1%の軽減税率が設けられておりますので、新車の販売台数としてはそれほどの増減がないというふうには見込んでおります。

笹木慶之委員 私も断定できませんが、結局、消費者のフラット化を図ったんですよね。いわゆる偏らないということの有期限で取り扱ったというふうに思っています。ですから、市税そのものにそんなに影響はないのかなというふうに思いますが、ただ、税源移譲は、された分だけは市のほうにとってプラスになるというふうに理解していますが、おおむねそうなんですよね。

石田税務課長 市税の面でいえば、この環境性能割の軽自動車分が入ってまいりますので、その分は増額になると思っております。

河野朋子委員長 ほかに、いいですか。質疑を打ち切ってよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、議案第73号について、採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第74号について審査をいたします。よろしく願いいたします。

石田税務課長 それでは、税務課から議案第74号の重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明いたします。本条例は、山口地方法務局において実施されております重複地番解消のための山地番の変更に伴い、当該山地番を規定している条例6本について整理を行うものであります。山口県では明治以来、宅地、農耕地等の耕地に1番から順に耕地番が付されるとともに、山林、原野等にも同様に1番から順に山地番が付されたことにより、同一大字内に重複地番が多数存在しており、山口地方法務局では、円滑で安全な不動産取引を図るため、山口県内全域で平成23年度から順次、重複地番の解消を行っております。山陽小野田市においては、平成30年11月9日に、旧小野田市地域の山地番に10000番を付する方法によって重複地番を解消したところですが、令和元年11月8日に旧山陽町地域を同様の方法によって重複地番を解消することから、山陽小野田市一般廃棄物処理施設設置条例を始めとする6本の条例において規定する「山陽小野田市内に存在する公共施設の位置」について、変更された地番に改

正するものです。また、この条例の制定に併せて、条例内の公共施設の住所表記にある「○番地の○」の「の」の削除を行っております。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 はい、説明が終わりましたので、質疑を受けます。

長谷川知司委員 公民館とかでの番地で、何々の「の」をのけるっていうのがあったんですが、それはどういう理由で、またそういうのが普通なのかどうか教えてください。

石田税務課長 本来、住所の表記については、「の」が入らない形を用いております。今回、この重複地番解消に関する条例改正を行うに当たって、その「の」の部分も併せて、このたびのけさせていただいたということになります。

長谷川知司委員 「の」のないのが正式だと理解していいんですね。

石田税務課長 そのとおりです。

河野朋子委員長 ほかに、質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、質疑なしということで、討論もよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、議案第74号について、採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。以上で終わります。では、5分間休憩いたします。

---

午前 10 時 44 分 休憩

---

---

午前 10 時 51 分 再開

---

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開します。続きまして、議案第 81 号新市建設計画の変更について、審査をします。執行部の説明をお願いします。

和西企画政策課長 企画政策課和西です。よろしく申し上げます。議案第 81 号は、新市建設計画の変更についてであります。本議案は、平成 16 年 10 月 12 日付で小野田市・山陽町合併協議会が策定した新市建設計画を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。現在、本市の計画における期間は、平成 17 年度から平成 31 年度までの 15 年間となっており、計画に基づき合併特例債等を活用して事業を実施しています。一方、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律により、合併特例債を起すことができる期間が延長されています。よって、本市において令和 2 年度も施設の統合や地域全体の均衡ある発展を図るための事業を継続して実施し、その財源として合併特例債を活用するため、計画の期間を延長するものです。変更の概要ですが、計画の期間を 1 年間延長し、平成 17 年度から令和 2 年度までの 16 年間とします。また、これに伴い、財政の収支見通しの変更を行います。次に、変更箇所ですが、計画のうち、第 1 章序論の 2 計画策定の方針の (3) 計画の期間中「平成 31 年度までの 15 か年とします。」を「令和 2 年度までの 16 か年とします。」に変更します。また、計画のうち、第 7 章財政計画「15 年間」を「16 年間」に変更し、別表を次のページのとおり変更します。説明は以上です。御審査よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 はい、説明が終わりましたので、質疑を受けます。

笹木慶之委員 変更の内容等についてはよく理解できました。具体的に、1年間延長したことによって、現在の特例債の残額とその用途は既に決まっていると思いますが、教えてください。

篠原企画部次長兼財政課長 合併特例債でございますが、平成30年度決算を踏まえまして、また、このたび9月補正という形で上げておりますが、この時点での発行累計額が157億7,000万円となっております。本市におきまして合併特例債発行可能額は158億2,850万円ということで、今、予算上では5,850万円の残高が出ている、残額があるということです。今までの従来の計画でありましたら今年度である令和元年度までの活用ということで、この5,850万円というのが活用せずに終わってしまうということでしたが、9月補正の補正予算の内容にちょっと及びますが、債務負担行為を設定しまして、今の埴生小・中学校の整備事業、それから埴生地区の複合施設の整備事業の外構工事が建屋本体の工事期間の延長によりまして、これを令和2年度までの期間で債務負担行為の設定をしております。埴生小・中学校整備事業、それから埴生地区複合施設整備事業、ともに合併特例債を活用した整備事業としておりますので、この令和2年度まで債務負担行為を設定する外構工事につきましても、合併特例債を活用できるようということで、期間を1年間延ばすことといたしております。以上です。

河野朋子委員長 ほかに、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑はなしということで、討論はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、議案第81号について、採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様

でした。では、11番の審査を行いますので、退室をお願いいたします。  
それでは11時5分まで休憩をいたします。

---

午前10時56分 休憩

---

---

午前11時7分 再開

---

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開します。審査番号11承認第4号について審査をします。執行部の説明をお願いします。

吉岡教育次長兼教育総務課長 おはようございます。教育総務課の吉岡でございます。それでは、承認第4号埴生小・中学校整備事業（児童棟新築 機械設備工事）請負契約の一部変更に係る専決処分について、御説明いたします。現在、新築中の児童棟に上水を供給するための貯水槽を、既設の中学校の校舎北側にある機械室に設置する工事の前に、支障となる室内の設備機器及びダクトを撤去しようとしたところ、飛散性アスベストを使用した部材が発見されました。このアスベストを適正に除去するための追加工事が必要となったところでございます。この工事請負契約の変更は、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますが、アスベスト除去の工事を生徒のいない夏休み中に行いたいということ、そして令和2年4月に新校舎を供用開始し埴生小・中学校を開校させるには、この追加工事を8月中に行う必要がありました。そのため、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、専決処分を行ったものでございます。御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

宮本政志委員 ちょっと気になるころがあつて、理由のところ「ダクトを撤去しようとしたところ、アスベストを使用した部材が発見され」って書いてあるんですけど、アスベストは非常に体に悪いんですけど、アスベストが出るであろうということを想定した格好で、撤去しようとしたんですかね。つまり、その撤去しようとして作業着のままマスクもないままで撤去しようとしたら、そこにアスベストがありましたっていうふうなことになる、今から市役所本庁舎とか古い建物のときに、やっぱりそういったことも想定して、ある程度予算取ってでもその準備しとかんと、まだこれダクトやけいいですけど、もし何かとかで破損して飛散したとなつて、吸い込むと大変なんで、その辺っていうのはどういふふうに関後対応されますか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 このたびのこのアスベストに関しましては、既設校舎につきましては事前に設計の段階でアスベスト調査をしておつたところですが、この機械室につきましては、設計の中でアスベスト建材がないということになっておりまして、工事を進めておりました。ところが、その工事をする前にその工事を請け負つた業者から、アスベストがダクトのつなぎ目の部材の中に含まれているのではないかというような指摘がありましたので、工事をする前に事前に調査を行つて、工事のほうさせていただいたということです。

宮本政志委員 だから、アスベストがあるかもしれんという前提で、そういった対応をして、作業に当たつたことでは。ですよね。だから、今後もそういったことはきつちり多少費用が掛かつてでも、やっぱりアスベストが疑われるときは、これ意見になると思いますけど、しっかり対応を準備してやっていきますよっていうことでお願いします。

高松秀樹委員 抽象的な話になるんですけど、アスベストってどのぐらい発見されたっていうか、見つけられたのか。工事金額が、今550万円ぐらいじゃないですか。どういふ状況でどのぐらいあるのかなと思つて。そ



れとこの機械室っていうのは、これは校舎北側にあるっていうことで、全然別棟であるということなのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

尾山教育部長 ダクトっていうのが、およそ1メートルはないと。一辺が1メートルはないと思いますけど、それぐらい近い大きさの4辺の大きさ、開口部が。それを、当時校舎を建てて設置するとき、長さが大体1メートルごとに切つてあるものをつないでいって組んでいるんです、現場でダクトをです。1メートルぐらいの大きさのものをつないでいって、ビスで止めて。そのビスで止めてすき間が空きますから、そこを埋めるのに、今回使ったアスベストが入っていたものを塗って、隙間を埋めているんです。それが一つです。それともう一つは、パイプが別にあって、それは断熱材を巻いているんですけど、その断熱材の曲がっている、パイプが曲がっているところにあつた断熱材の中にアスベストを使ったものが、綿状のものがあつたということです。アスベスト自体の量というのはちょっと測りようがないので分かりませんが、それらを全部、取りあえず機械室を密封して、密封された部屋の中で除去して外に出ないようにして、持ち出してどこかで適正な処理施設で処理をするということです。

高松秀樹委員 もう大分、まだ数年前よりまだ前にね、公共施設についてはアスベストの調査を全部行ったというふうに記憶しておるんですが、そのときは本会議場の中で、全部調査終わったんだという話を聞いたんですが、今日のこの議案を見るとそうじゃなくて、やっぱりあつたということになるんですね。

尾山教育部長 昭和50年代前半ぐらいまでは多くの建物で使っておられたと。アスベストを使って製品化した部材が使われていると思っています。例えばこの天井の裏、この石こうボードをはぐって、見たらあるかもしれません。そういったところは、国のほうは解体するときにあるかないか

を確認して、あれば適正処理してくださいということです。壁の中もそうです。だから今、確認しているのはあくまでも我々が目に触れるところ、壁、天井、こういったところは確認をしていますけど、それ以外の密封された空間で人が立ち入らないところについては、どこも確認されていっしょらないと思います。

長谷川知司委員 今、教育部長が言われたように、アスベストそのものの考え方が、当初は目に見えるものとか、それからだんだん基準が厳しくなつて、撤去すべきアスベストっていうのは、例えば材料でこの天井の中に含まれとつたらそれもアスベストになりますよというふうに、だんだん基準が厳しくなってきたから「ない」、「ない」と言いながらも、後から基準が厳しくなつて追加が出てきたというのは理解できます。そうした中で、このたびの機械室及びダクトっていうのは、設計するとき設計事務所のほうで調査なりされたのかどうかなっていうのがちょっと疑問なんです。それがあれば、当初設計からこれが入っちゃったと思うんです。そこのほうは入っていなかったんですか。

尾山教育部長 機械室についてはアスベストを使用されていないっていう、図面等を見られて設計業者が設計されておられると思いますので、普通ですと、業者にお問い合わせするときには、建設当時の設計図面に全部、最初ページめくったら、どこの部屋にはどんな材料が使われていますよという一覧表がまず出てくるんです、平面図とかの前に。それを見られて、ある、ないというのを判断されたりして、パソコンで検索されたりいろんな、当時どういうものが使われて作られた部材かとかまで全部調べられて設計をされますので、図面にないと、現地でサンプルを採取して、全て採取して設計されるっていうことはないですね、通常。

長谷川知司委員 今の説明であれば、機械室の中は調べたけどダクトまではちょっと確認していなかったという理解ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

河野朋子委員長 ほかにありますか。いいですか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑はなしということで、討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）では、本議案について採決をいたします。承認第4号について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は承認すべきものと決しました。以上で終わります。お疲れ様でした。以上で、本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。25分から、分科会を開会いたします。

---

午前11時18分 散会

---

令和元年（2019年）9月5日

総務文教常任委員長 河野朋子